Smile - Smile

東日本銀行コンサルNEWS

平成23年10月24日

5 7

作成

税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング TEL 03 - 5208 - 5400 URL http://www.tactnet.com)本ニュース内容についてのお問い合わせ先

税理士 森繁之助

農地等の相続税の納税猶予の特例の現在

農地等を相続した相続人で所定の要件を満たす場合、その相続人は、「農地等の相続税の納税猶予の特例」を受けることができます。国税庁によると、平成 12 事務年度以降の 10 年中、農地を相続して「農地等の相続税の納税猶予の特例」を適用した人が、最低の水準になっていることが分かりました。直近の平成 21 事務年度(平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで。なお、下表の各事務年度とは 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年間。)において、農地の相続税の納税猶予制度を利用し、農地を相続した相続人は 2315 人、農地を相続させた被相続人は 2021人にとどまりました(下表)。農地を相続して農業を継ぐ人、農地を相続させる人の人数の水準は、10 年前の平成12事務年度の半分以下になっています。また、平成 21 事務年度に新たに猶予された税額は平成 12 事務年度の約 2075億円のおよそ 3 分の 1 の約 689億円にとどまりました。

事務年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
被相続人数	4,971	4,613	4,251	3,854	3,267	2,925	2,432	2,176	2,161	2,021
農業相続人数	5,797	5,315	4,935	4,423	3,808	3,345	2,662	2,520	2,474	2,315
全部確定件数	636	570	511	527	524	522	553	438	343	252
一部確定件数	3,550	3,136	2,680	2,531	2,123	2,030	1,889	1,626	1,196	1,277
免除件数	4,231	4,817	5,796	6,572	6,813	7,668	7,867	7,718	6,050	5,418
発生金額	207,501	172,876	165,037	128,563	94,940	88,022	67,629	62,041	65,001	68,927
全部確定金額	7,287	7,717	7,249	6,324	5,844	5,066	6,132	4,777	3,571	1,913
一部確定金額	5,924	4,595	3,777	3,145	3,462	3,313	3,739	2,683	2,314	2,012
免除金額	91,846	130,380	161,338	185,466	196,000	208,960	223,363	234,103	268,791	308,705

金額は百万円

「農地等の相続税の納税猶予の特例」は、相続人が相続した農地で農業を続けること等を条件に農地にかかる相続税の納税が猶予される制度です。猶予される税額は農地の価額のうち、恒久的に農業の用に供されるとした場合に通常成立すると認められる取引価格とされる農業投資価格を超える部分の価額に対応する相続税額です。農業の用に供さなくなったり、農地を売却したりなどすると、納税猶予が打ち切られ、猶予された相続税の全部又は一部と利子税の納付が求められます。また、特例を受けていた相続人が死亡した場合や、相続人が特例を受けていた農地全部を次世代に生前に一括贈与して贈与税の納税猶予を受けた場合、相続税の申告期限後20年間農業を続け、20年間を経過の場合(対象は市街化区域内農地等に対応する猶予税額部分、ただし特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。)には猶予された納税が免除されることになります。

表の全部確定とは、相続税全額の猶予が打ち切られたケースのことで、平成 21 事務年度の件数は 252 件、金額ベースで約 19 億円でした。また、一部確定は、農地の相続税の納税猶予を受けて相続した農地の一部を譲渡等したなどで猶予の一部について打ち切られたケースです。この場合には、政令で定める計算による譲渡等した農地に対応する部分の猶予相続税額を納めることになります。平成 21 事務年度は一部確定の件数は 1277 件、金額ベースで約 20 億円でした。全部確定と一部確定の金額はこの 10 年で大幅に減少していることが分かります (表参照)。

農地の多い都市近郊・郊外では、まだ地価水準が下落局面から持ち直さない状況です。たとえば平成23年分の路線価では、水戸の最高路線価で見ると前年比5.9%減、また大宮で2.2%減、柏で3.1%減、相模原で2.4%減といずれも下落を記録しています(関東信越国税局・東京国税局HP参照)。こうしたなか相続税の納税猶予が打ち切りになると、農地を処分しても納税の負担は、相続時からの下落分だけ相対的に重くなってしまいます。こうしたことから今後も農地の相続人の間ではなるべく納税が免除されるよう努力する傾向が強まりそうです。このためもあってか、猶予税額の免除件数は最新データの21事務年度において、過去10年間中、金額ベースで最高の約3087億円に達している状況です。